

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 と贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
フイリピン	フイリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフイリピン共和国政府との間の交換公文	フイリピンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含みフイリピンの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	700,000千円 -----	H21.2.13 マニラで (同日)	日本側 桂 誠在フイリピン大使 フイリピン側 アルベルト・ロムロ外務長官	H21.2.27 91号
フイリピン	貧困農民支援に関する日本国政府とフイリピン共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	480,000千円 H22.4.30まで	H21.3.30 マニラで (同日)	日本側 桂 誠在フイリピン大使 フイリピン側 アルベルト・ロムロ外務長官	H21.4.15 214号
フイリピン	気象レーダーシステム整備計画（詳細設計）の実施に関する日本国政府とフイリピン共和国政府との間の交換公文	気象レーダーシステム整備計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	23,000千円 H23.7.31まで	H21.3.30 マニラで (同日)	日本側 桂 誠在フイリピン大使 フイリピン側 アルベルト・ロムロ外務長官	H21.4.15 215号
フイリピン	農地改革地域橋梁整備計画（詳細設計）の実施に関する日本国政府とフイリピン共和国政府との間の交換公文	農地改革地域橋梁整備計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	13,000千円 H23.12.31まで	H21.3.30 マニラで (同日)	日本側 桂 誠在フイリピン大使 フイリピン側 アルベルト・ロムロ外務長官	H21.4.15 216号
フイリピン	人材育成奨学計画の実施するために必要な役務の購入に関する日本国政府とフイリピン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	301,000千円 H27.12.31まで	H21.5.20 マニラで (同日)	日本側 桂 誠在フイリピン大使 フイリピン側 アルベルト・ロムロ外務長官	H21.6.3 312号
フイリピン	農地改革地域橋梁整備計画の実施するために必要な生産物及び役務の購入	農地改革地域橋梁整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	610,000千円 H25.12.31まで	H21.5.20 マニラで (同日)	日本側 桂 誠在フイリピン大使 フイリピン側 アルベルト・ロムロ外務長官	H21.6.3 313号
フイリピン	カミギン島防災復旧計画の実施するために必要な生産物及び役務の購入	カミギン島防災復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,013,000千円 H25.5.31まで	H21.6.18 東京で (同日)	日本側 桂 誠在フイリピン大使 フイリピン側 アルベルト・ロムロ外務長官	H21.7.8 370号
フイリピン	気象レーダーシステム整備計画の実施するために必要な生産物及び役務の購入	気象レーダーシステム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,350,000千円 H27.12.31まで	H21.10.30 マニラで (同日)	日本側 桂 誠在フイリピン大使 フイリピン側 アルベルト・ロムロ外務長官	H21.11.16 533号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。